

第 2 期知床半島エゾシカ保護管理計画策定時（平成 24 年 3 月）からの社会状況の変化

○鳥獣被害防止特措法の一部を改正する法律の公布（平成 24 年 3 月）

近年の鳥獣による被害が深刻化する一方で、鳥獣の駆除の担い手である狩猟者の減少・高齢化が進んでいる現状に対応するため、「鳥獣被害防止特措法」の一部を改正しました。主な内容は下記の通りです。

（1）被害防止計画

市町村が定める被害防止計画について、新たに「対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、または生じるおそれがある場合の対処に関する事項」を追加しました。

（2）都道府県知事に対する要請等

市町村長は、市町村が行う被害防止施策のみで対象鳥獣の被害を十分に防止することが困難である場合、都道府県知事に必要な措置を講ずるよう要請できることが新たに規定されました。

（3）財政上の措置・必要な予算の確保

国及び都道府県は、市町村が行う被害防止施策が円滑に実施されるよう、対象鳥獣の捕獲等に要する費用等を補助することを明記しました。また、国及び地方公共団体は、被害防止施策を講ずるために必要な予算の確保に努めることを追記しました。

（4）適正な処理及び食品としての利用

国及び地方公共団体は、対象鳥獣の適正な処理及び食品等としての有効な利用を図るため、必要な施設の設備充実や、食品としての利用に係る技術の普及、加工品の流通の円滑化等を講ずることとなりました。

（5）鳥獣の捕獲等に関わる人材の確保に資する措置

国及び地方公共団体は、鳥獣捕獲等に従事するための手続きの負担の軽減するため、狩猟免許及び猟銃の所持及び許可、並びにそれらの更新の利便増進に係わる措置を講ずるほか、捕獲報奨金の交付、射撃場の整備等の措置を講ずるよう努めるものとなりました。

○知床エコツーリズム戦略策定（平成 25 年 3 月）

「知床エコツーリズム戦略」は、「知床世界自然遺産地域管理計画」に基づき、知床世界自然遺産地域（以下、「遺産地域」という）の全ての関係者が連携・協働・合意し、知床におけるエコツーリズムを含む観光利用の基本方針を定めたものである。

この戦略は、知床におけるエコツーリズムを含む観光利用の推進により、自然環境を保全しその価値を向上しながら知床らしい良質な自然体験を提供し、あわせて持続可能な地域社会と経済の構築を図るため、遺産地域内外の全ての関係者が、共通の将来目標と、そ

の目標を地域主導で達成するための方法を共有することを目的としている。

○知床国立公園管理計画の改定（平成 25 年 4 月）

平成 5 年 3 月以降、見直しが行われておらず、平成 17 年の世界自然遺産への登録、それに伴う保全管理に係る体制の変化、また、公園利用の状況なども変化していることから「知床国立公園管理計画」の改定を行った。

○エゾシカ有効活用推進事業の実施（平成 25 年 4 月）

エゾシカ個体数の増加に伴い、希少植物や自然生態系への影響が顕著となっており、農林業被害額や交通事故の増加など人間活動との軋轢も大きくなっている。

こうした状況を踏まえ、斜里町では、エゾシカの適正な保護管理対策として個体数調整に取り組み、猟友会への支援措置や有害駆除従事者に対して奨励金等を交付しているが、その一方で捕獲したエゾシカの受け入れを担っている有効活用事業者にとっては、解体処理に伴い発生する残渣処理費用が大きな負担となっている。エゾシカの有効活用は、廃棄物減量や地域産業の創出につながり、かつ個体数調整に貢献するものであり、ひいては生物多様性の保全に資することから、これらを推進するため、町内の有効活用事業者に対してエゾシカの残渣処理費用を補助している。

○知床国立公園知床生態系維持回復事業計画の改定（平成 27 年 4 月）

第 1 期計画期間（平成 22 年 10 月 21 日から平成 27 年 3 月 31 日）においては、知床半島におけるエゾシカの大規模越冬地である知床岬地区、ルサ-相泊地区及び幌別-岩尾別地区で、環境省により個体数調整捕獲が実施され、平成 22 年度冬期にそれぞれ 35 頭/km²、13 頭/km²で、40 頭/km²であった生息密度が平成 25 年度冬期にはそれぞれ 8 頭/km²、6 頭/km²、9 頭/km²まで低下した。その結果、知床岬地区においてはガンコウランやクサフジ等、エゾシカの増加によって減少していた植物の回復が見られ、森林内では下枝密度の増加も確認されるなど、事業の成果が見られ始めている。しかしながら、未だエゾシカが急増する前の植生にはほど遠い状況であり、また個体数調整を実施していない地区については依然植生の回復傾向は確認されておらず、継続した対策を行うため、第 2 期計画を策定することとした。

第 2 期計画では、エゾシカの個体数調整等を通じて、エゾシカの急激な増加が起こる前の 1980 年代初頭の植生を回復させることを当面の目標とし、将来的には近代的な開拓が始まる前の生態系の維持又は回復を目指すこととした。

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正（平成 27 年 5 月）

近年のニホンジカなど一部の鳥獣における急激な生息数の増加や生息地の拡大に伴う食害など自然生態系への影響、農林水産業への被害等こうした事態に対応するため、従来の

「鳥獣の保護」を基本とする施策から、一部の鳥獣については積極的に捕獲を行い、生息状況を適正な状態に誘導する「鳥獣の管理」のための施策への転換を図り、抜本的な鳥獣対策を進めるため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の一部を改正。

(表1) 知床半島、及び、斜里・羅臼両町のエゾシカを巡る近年の経過

| 年 | 知床半島全体の エゾシカ対策の検討 | 地域の動静（斜里） | 地域の動静（羅臼） |
|----------|---|---|--|
| 1970年代 | 1979～80年、知床半島自然生態系総合調査で初めて本格的なライトセンサス。 斜里町半島基部から岩尾別～羅臼町～標津町北部まで広域を回って発見数は20～30頭という低密度であった。 | 1977年、斜里町がしれとこ100平方メートル運動をスタート。開拓跡地の買い上げと植樹を開始。 1978年より、オスジカの有害駆除開始。 | シカ狩猟は全町禁猟 |
| 1980年代 | 1982年、半島中央部以先に国設鳥獣保護区が設定される。 | 1987年メスジカの有害駆除開始 | シカ狩猟は全町禁猟 |
| 1990年代前半 | | 1994年以降、シカ狩猟においてメスジカ解禁。捕獲枠は1日あたりメスジカ1頭又はオスジカ1頭。 | 1994年から春刈古丹川以南でシカ狩猟が解禁。 |
| 1997年 | 北海道が「道東地域エゾシカ保護管理計画」を策定。対策に本格的に乗り出す。 | 斜里町が「100平方メートル運動の森・トラスト」による森林復元の検討開始。運動としては「人為的なエゾシカの密度調整は行わない」という20年間の中期方針を掲げる。 | 1997年以、羅臼町内のシカ狩猟でメスジカ解禁。 |
| 1998年 | シカの狩猟期間と捕獲枠が拡大。 | 運動地においては、防鹿柵や樹皮保護ネットなどによるエゾシカ対策を中心に森づくりを進める。 | 道の補助事業を受けて町内でのシカ駆除が本格的に始まる。 羅臼町内のシカの可猟区域が大幅に拡大される。 |
| 1999年 | 北海道の計画が特定鳥獣保護管理計画として「エゾシカ保護管理計画」に変更される。 | 農地防鹿柵整備始まる。 斜里町内のシカの可猟区域が拡大(可猟区域北限はオチカバケから金山川へ) | |
| 2000年 | 国設知床鳥獣保護区の更新により、保護区全域と特別保護地区が拡大され、特別保護指定区域が設定された。 | 農地電気柵整備等補助開始。 100平方メートル運動地におけるエゾシカ対策を集中的に議論する「シカ対策ワーキング会議」を立ち上げて検討を開始。 | 市街地で人馴れしたシカの姿が目立ち始める。 |
| 2001年 | 道内全域でシカ狩猟の捕獲枠が1日3頭以内に拡大(オスは1頭のみ)。 | | |
| 2002年 | 法改正により、国設鳥獣保護区が国指定鳥獣保護区へ改称。環境省は鳥獣保護区マスタープランを策定。 | 100平方メートル運動、シカ対策ワーキング会議での検討の結果、当面は防鹿柵などによる対策を継続して森づくりを進めるが、①シカに関する中期方針は5年ごとに再確認を行うこと、②運動地のシカ管理は知床全体の管理計画の中で検討すべきこと、などを確認。 | |
| 2004年 | 知床世界自然遺産候補地科学委員会の中にエゾシカワーキンググループが設置され、知床半島のエゾシカ保護管理計画の検討を開始。 | 網走支庁管内全域で、シカの狩猟期間が大幅に拡大。メスジカの捕獲数が無制限に拡大。 | 根室市を除く根室支庁管内全域でシカの狩猟期間が大幅に拡大。 メスジカの捕獲数が無制限に拡大。 |
| 2005年 | 知床が世界自然遺産に登録。シカの狩猟期間が1/31に後退し、短縮された。 | 森林再生専門委員会議のなかで、運動地におけるシカに関する中期方針の見直しの必要性について議論。 | |
| 2006年 | 知床半島エゾシカ保護管理計画策定。「シカの個体数調整」も管理手法の1つに位置づけられる。 | 森林再生専門委員会議が、運動地のシカに関する中期方針の見直しを提案。「植生への著しい影響が避けられない場合は、個体数調整も含めて検討する」とした。 | 市街地のシカを、勢子が山まで追い返して猟銃で捕獲する方式を試みるが失敗(4月)。 |
| 2007年 | 知床半島エゾシカ保護管理計画がスタート。知床岬における密度操作実験開始。 道東の大部分ではシカの狩猟期間が再び2月末まで延長。斜里・羅臼両町隣接地区で輪採制狩猟の試行開始。 | 森林再生専門委員会議からの提案を受けて、シカに関する中期方針の見直しについて最終決定。 斜里町ウトロ市街地を取り囲む市街地柵完成。 斜里町真鯉で民間事業者が囲いワナ捕獲と一時養鹿有効活用事業開始。 斜里町半島部の輪採制狩猟を行う隣接地区では、狩猟期間は2月上旬で終了。 | 国指定鳥獣保護区内の海岸町で、積雪期の巻き狩り方式によるシカ駆除を初めて試行(2月)。 根室支庁管内の狩猟期間は2月上旬で終了。輪採制狩猟を行う羅臼町の隣接地域でも2月上旬で終了。 |
| 2008年 | 知床岬における密度操作実験2年目。 斜里・羅臼両町隣接地区で輪採制狩猟の試行継続。 | | 「羅臼町鳥獣被害防止計画」を策定し、囲いワナや麻酔薬による捕獲を開始する。 国指定鳥獣保護区内で積雪期巻き狩り方式によるシカ駆除を本格実施(2～3月)。市街地のシカを吹き矢で28頭捕獲(5～6月)。 |
| 2009年 | 知床岬における密度操作実験3年目。羅臼町ルサ～相泊地区でSS予備実験開始。 | 「斜里町鳥獣被害防止計画」を策定し、既存防鹿柵の維持管理の他、民間事業者と連携して囲いワナによる捕獲を実施。 | 国指定鳥獣保護区内での積雪期巻き狩り方式シカ駆除2年目。 |
| 2010年 | | | 国指定鳥獣保護区内での積雪期巻き狩り方式シカ駆除3年目。 隣接地区国有林で囲いワナによるシカ捕獲を実施(1年目)。 |

| | | | |
|-------|--|--|------------------------------|
| 2011年 | 幌別-岩尾別で捕獲を開始 知床岬に仕切り柵を設置 | 鳥獣被害防止計画に基づく捕獲等を行う「鳥獣被害対策実施隊」を設置 斜里町半島部の隣接地区では、シカの狩猟期間を2月末まで延長。 | 隣接地区国有林で囲いワナによるシカ捕獲を実施（2年目）。 |
| 2012年 | 第2期知床半島エゾシカ保護管理計画がスタート 幌別-岩尾別、ルサー相泊で密度操作実験を開始 | 「第2期斜里町鳥獣被害防止計画」を策定 「第1期斜里町緊急捕獲計画」を策定 | 隣接地区国有林で囲いワナによるシカ捕獲を実施（3年目）。 |
| 2013年 | | 有害駆除したエゾシカの有効活用推進のため、残渣処理経費を助成する「エゾシカ有効活用推進事業」を開始。 隣接地区国有林で囲いワナによるシカ捕獲を実施（1年目）。 隣接地区国有林の林道除雪による一般狩猟支援を実施（1年目）。 隣接地区国有林で三者協定による囲いワナ捕獲を実施（1年目）。 | |
| 2014年 | | 隣接地区国有林で囲いワナによるシカ捕獲を実施（2年目）。 隣接地区国有林の林道除雪による一般狩猟支援を実施（2年目）。 隣接地区国有林で三者協定による囲いワナ捕獲を実施（2年目）。 | |
| 2015年 | | 「第3期斜里町鳥獣被害防止計画」を策定 「第2期斜里町緊急捕獲計画」を策定（予定） | |

(表2) 斜里町及び羅臼町に係るエゾシカ可猟区域設定状況

| 年度 | | 斜里町 | | 羅臼町 | |
|-----|------|---------------------------|---|---------------------------|----------------------------|
| | | 1人1日当たり捕獲数・可猟区域 | 狩猟期間 | 1人1日当たり捕獲数・可猟区域 | 狩猟期間 |
| S59 | 1984 | 禁猟 | — | 禁猟 | — |
| S60 | 1985 | オス1頭・一部可猟 | — | 禁猟 | — |
| S61 | 1986 | オス1頭・一部可猟 | — | 禁猟 | — |
| S62 | 1987 | オス1頭・一部可猟 | — | 禁猟 | — |
| S63 | 1988 | 禁猟 | — | 禁猟 | — |
| H1 | 1989 | 禁猟 | — | 禁猟 | — |
| H2 | 1990 | 禁猟 | — | 禁猟 | — |
| H3 | 1991 | オス1頭・一部可猟 | — | 禁猟 | — |
| H4 | 1992 | オス1頭・一部可猟 | — | 禁猟 | — |
| H5 | 1993 | オス1頭・一部可猟 | — | 禁猟 | — |
| H6 | 1994 | オス1頭・一部可猟 | — | オス1頭・一部可猟 | — |
| H7 | 1995 | オス1頭・一部可猟 | — | オス1頭・一部可猟 | — |
| H8 | 1996 | オス1頭・一部可猟 | — | オス1頭・一部可猟 | — |
| H9 | 1997 | オス1頭又はメス1頭・一部可猟 | オス：11/15～1/15・メス：1/6～1/15 | オス1頭又はメス1頭・一部可猟 | オス：11/15～1/15・メス：1/6～1/15 |
| H10 | 1998 | 2頭以内（オスは1頭）・一部可猟 | 11/1～1/31 | 2頭以内（オスは1頭）・一部可猟 | 11/1～1/31 |
| H11 | 1999 | 2頭以内（オスは1頭）・一部可猟 | 11/1～1/31 | 2頭以内（オスは1頭）・一部可猟 | 11/1～1/31 |
| H12 | 2000 | 2頭以内（オスは1頭）・一部可猟 | 11/1～1/31 | 2頭以内（オスは1頭）・一部可猟 | 11/1～1/31 |
| H13 | 2001 | 3頭以内（オスは1頭）・一部可猟 | 11/1～1/31 | 3頭以内（オスは1頭）・一部可猟 | 11/1～1/31 |
| H14 | 2002 | 3頭以内（オスは1頭）・一部可猟 | 11/1～1/31 | 3頭以内（オスは1頭）・一部可猟 | 11/1～1/31 |
| H15 | 2003 | 3頭以内（オスは1頭）・一部可猟 | 11/1～1/31 | 3頭以内（オスは1頭）・一部可猟 | 11/1～1/31 |
| H16 | 2004 | 無制限（オスは1頭）・一部可猟 | 10/25～2/28 | 無制限（オスは1頭）・一部可猟 | 10/25～2/28 |
| H17 | 2005 | 無制限（オスは1頭）・一部可猟 | 10/25～1/31 | 無制限（オスは1頭）・一部可猟 | 10/25～1/31 |
| H18 | 2006 | 無制限（オスは1頭）・一部可猟 | 10/25～1/31 | 無制限（オスは1頭）・一部可猟 | 10/25～1/31 |
| H19 | 2007 | 無制限（オスは1頭）・輪採制 | 10/25～2/11 又は 11/16～1/14（一部地区は中断期間あり） | 無制限（オスは1頭）・輪採制 | 10/25～1/31 又は 2/11（中断期間あり） |
| H20 | 2008 | 無制限（オスは1頭）・輪採制 | 10/25～1/23 又は 2/15 又は 3/1（一部地区は中断期間あり） | 無制限（オスは1頭）・輪採制 | 10/25～2/1 又は 2/15（中断期間あり） |
| H21 | 2009 | 無制限（オスは1頭）・輪採制 | 10/24～1/22 又は 2/14 又は 3/28（一部地区は中断期間あり） | 無制限（オスは1頭）・輪採制 | 10/24～1/31 又は 2/14（中断期間あり） |
| H22 | 2010 | 無制限（オスは1頭）・一部可猟 | 10/23～3/27（一部地区は～2/6・中断期間あり） | 無制限（オスは1頭）・一部可猟 | 10/23～1/31 |
| H23 | 2011 | 無制限（オスは銃猟に限り12月以降1頭）・一部可猟 | 10/1～3/25（一部地区は～2/29・中断期間あり） | 無制限（オスは銃猟に限り12月以降1頭）・一部可猟 | 10/1～1/31 |
| H24 | 2012 | 無制限（オスは銃猟に限り12月以降1頭）・一部可猟 | 10/1～3/31（一部地区は～2/28・中断期間あり） | 無制限（オスは銃猟に限り12月以降1頭）・一部可猟 | 10/1～1/31 |
| H25 | 2013 | 無制限（オスは銃猟に限り12月以降1頭）・一部可猟 | 10/1～3/31（一部地区は～2/28・中断期間あり） | 無制限（オスは銃猟に限り12月以降1頭）・一部可猟 | 10/1～1/31 |
| H26 | 2014 | 無制限（オスは銃猟に限り12月以降1頭）・一部可猟 | 10/1～3/31（一部地区は～2/28・中断期間あり） | 無制限（オスは銃猟に限り12月以降1頭）・一部可猟 | 10/1～1/31 |
| H27 | 2015 | 無制限（オスは銃猟に限り12月以降1頭）・一部可猟 | 10/24～3/31（一部地区は～2/29・中断期間あり） | 無制限（オスは銃猟に限り12月以降1頭）・一部可猟 | 10/1～1/31 |

※「一部可猟」：市町村区域内の一部が休猟区若しくは森林生態系保護地域、特定動物生息地保護林等となっているため、一部禁猟となっている。